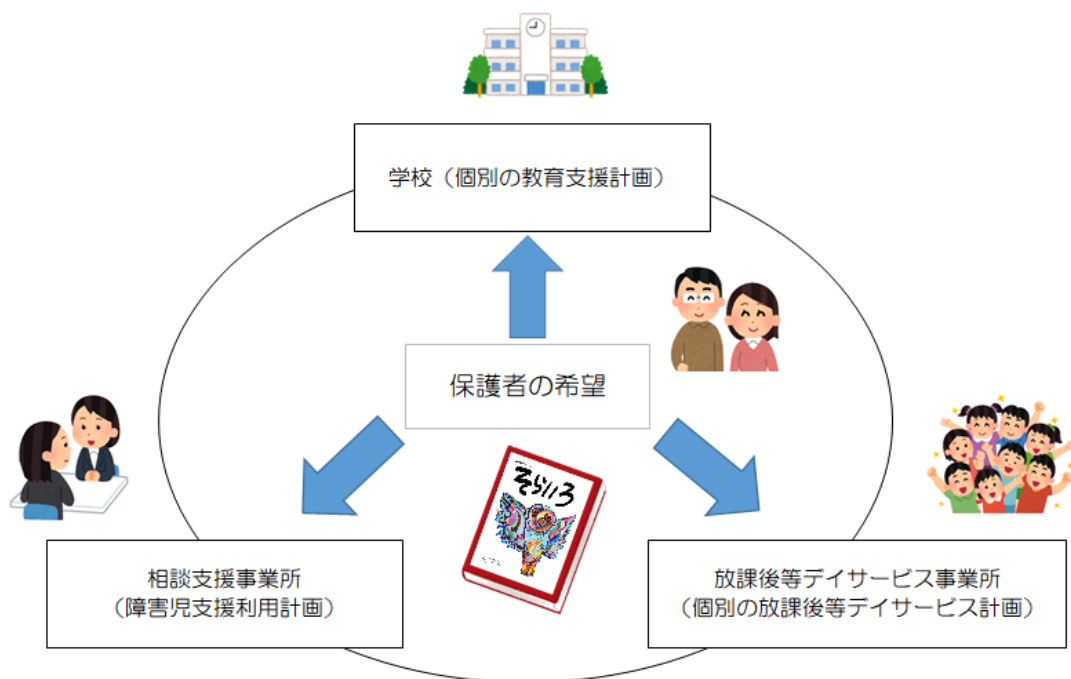


支援計画の共有による療育支援の一層の充実について

学校で作成される「**個別の教育支援計画**」と、放課後等デイサービス事業所で作成される「**個別の放課後等デイサービス計画(個別支援計画)**」と、相談支援事業所で作成される「**障害児支援利用計画**」とを共有できる仕組みが、令和7年11月1日より始まります。

この仕組みは、保護者の希望のもと、学校と放課後等デイサービス事業所と相談支援事業所とが連携し、児童・生徒の支援方針を共有することで、より一貫性のある支援を行うことを目的としています。



支援計画共有の手順

【手順①】 保護者が学校や事業所に支援計画の共有の希望を伝える。



【手順②】 学校や事業所から複写(コピー)を受け取り、それを「サポートファイルそらいろ」にはさむ。



【手順③】 必要に応じて、保護者が「サポートファイルそらいろ」を各機関へ提示する。

【お問合せ】

藤枝市こども発達支援課

電話 054-643-3343